

緊急時の対応について

～児童引き渡し～

京都市立常磐野小学校

地震発生時の引き渡しのルール

震度	授業実施の有無	下校及び引き渡しの判断
震度 5弱以上	臨時休業	原則として学校に留め置き、保護者への引き渡しを実施する。原則として、学校で待機中の児童生徒への食事（給食）の提供は行わない。
震度 4以下	平常どおり授業 (原則)	平常授業後は、原則として各自下校。
	被災状況によつては臨時休業をする場合あり	臨時休業の場合は、原則として学校に留め置き、保護者への引き渡しを実施する。

特別警報時の引き渡しのルール

事象	休業措置	下校及び引き渡しの判断
在校時に 特別警報	臨時休業	原則として学校に留め置き、保護者への引き渡しを実施する。

震度5弱の地震発生

児童の安全確保
(第一次避難)

二次災害の防止

校舎外避難の決定・指示

避難場所へ避難
(第二次避難→校舎外へ)

避難後の安全確保

屋外避難後の対応決定

保護者へ連絡

保護者への引き渡し等

頭部保護、机の下へ避難、出口確保

校内・校外の被害状況や安全の確認（火器・薬品・ガス等）

避難経路の安全確認後、全校避難の指示（校長・教頭等）

おさない はしらない しゃべらない もどらない 低学年優先 等

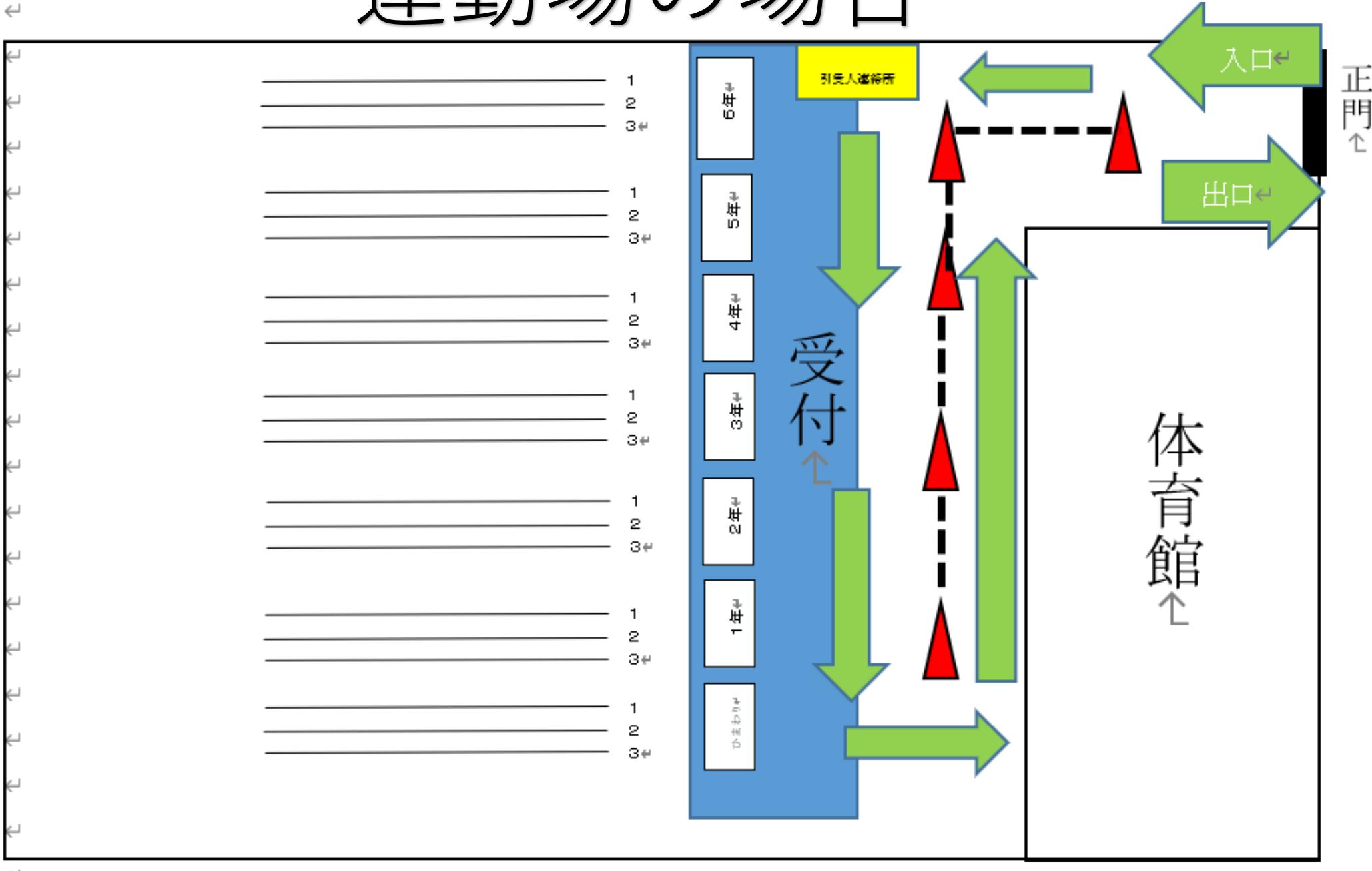
避難場所に整列・人員確認、負傷者手当（関係機関要請）と保護者へ連絡

児童の保護者への引き渡し方法の決定（運動場・体育館・**教室**）

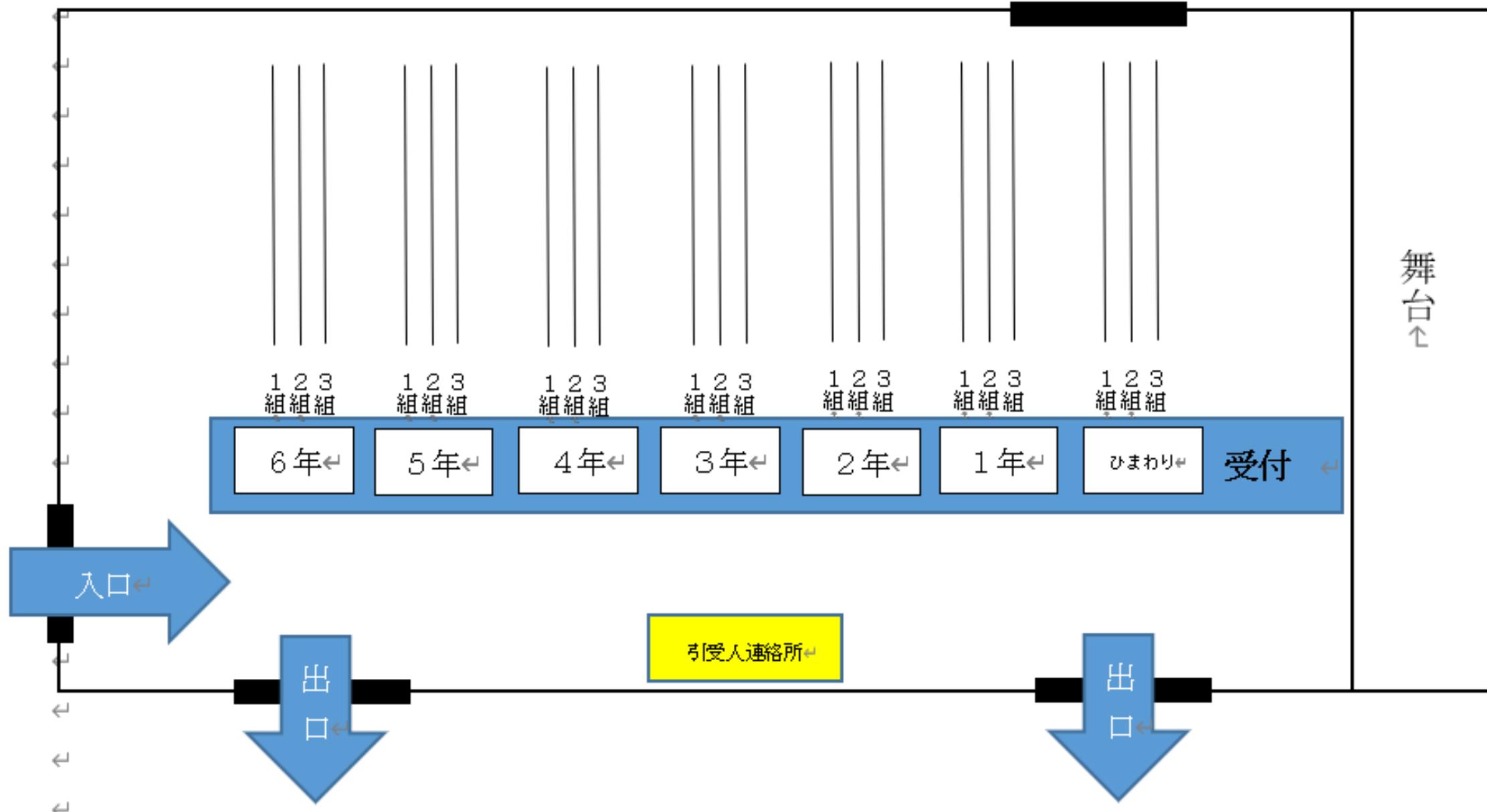
すぐーる及び学校ホームページ（停電の場合は使用不可）

保護者の来校、児童引渡手続、保護の継続

運動場の場合



体育館の場合



教室での引渡し

廊下や階段は右側通行

教室の東側入り口で
児童を引渡し

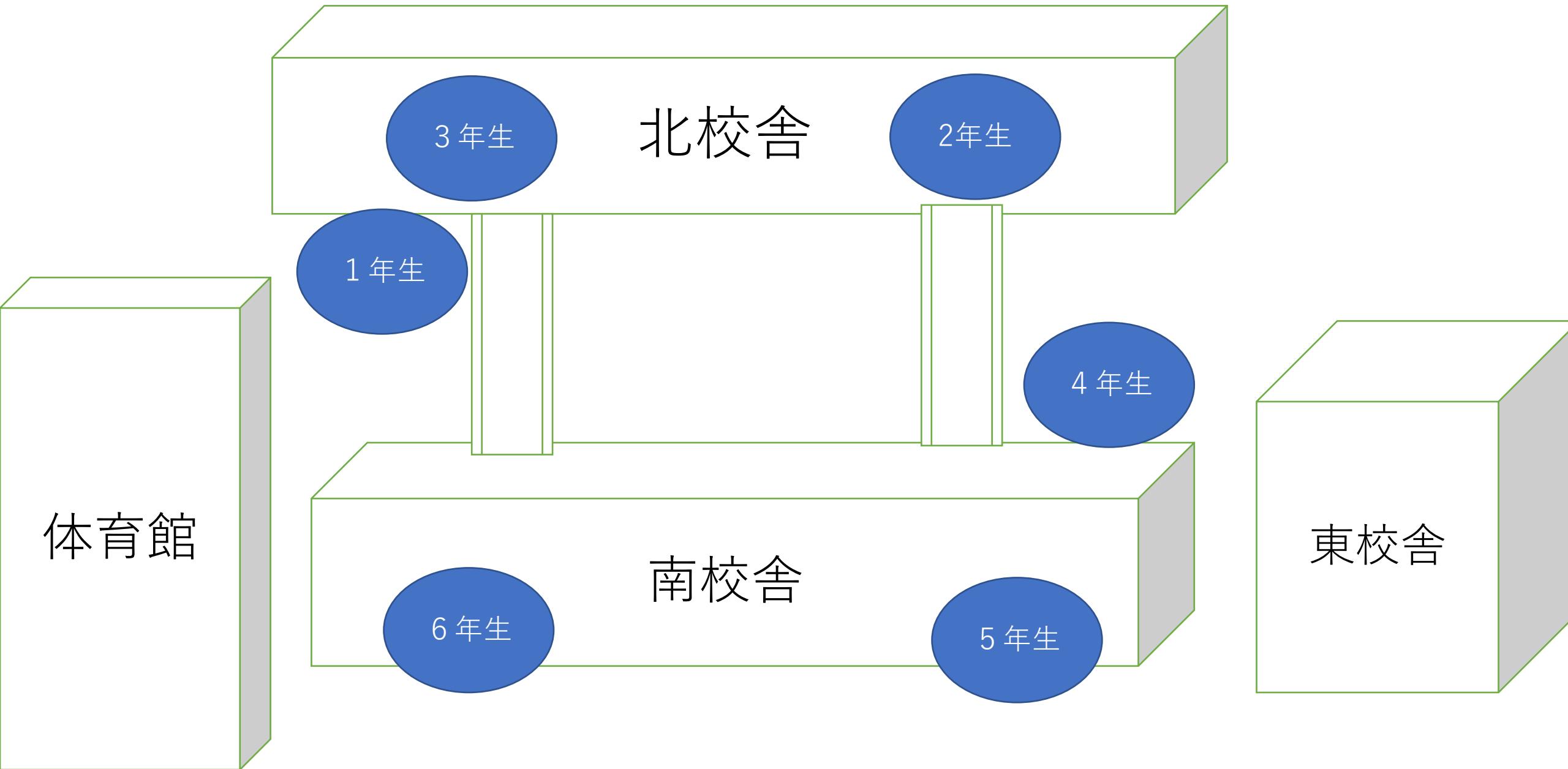
教室前の廊下に1列でお
並びください

教員に児童名と児童との
関係を伝える。

兄弟姉妹は年長者から
お迎えに行く

くつ箱の場所を確認して
ください

くつばこの場所



引き取り時のお願い

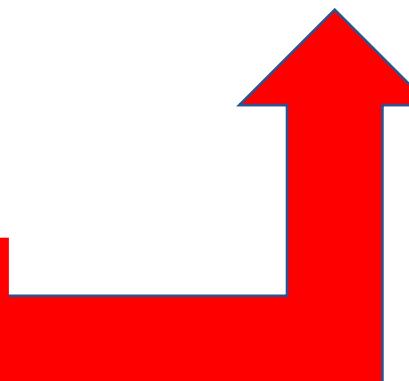
児童調査書		名簿番号		
令和6年度				
児童	姓	生年月日	男・女	
	名前	平成年月日		
保護者	姓	(マンション等の名前・号室)		
	名前	京都市右京区 大泰・常盤 町番地		
連絡先	連絡番号	連絡先	電話番号	
	①	②	③	入学前の保育所
家族の状況	姓	名前	年齢	年齢
	1	～	～	～
緊急連絡下校方法	緊急警報発令時・緊急避難の下校を、 保護者がどちらか、学校持続のどちらか □集団下校します。		緊急警報発令時・緊急避難の下校を、 □学校持続のどちらか、保護者が迎えに行き ます。	
	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 兄 <input type="checkbox"/> 姉 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> おじ・おば			
緊急の活動等真面目の同意について 個人名が特定されない範囲で、年年・学年毎に、 学校のホームペーパーに、お子様の学校や地域 での活動の写真掲載の同意の可否について、 チェックをお願いします。 □同意します <input type="checkbox"/> □同意しません <input type="checkbox"/>				
保護者は不在家庭(児童が授業終了後帰宅した時、迎える保護者が不在である) □有る <input type="checkbox"/> □無い <input type="checkbox"/>				

特別警報発令時・京都市地域震度5弱以上
発生時等の引渡しをするときの来校者

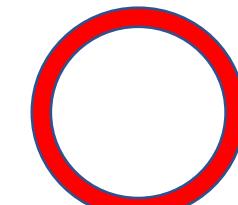
- 父 母
- 兄 姉
- 祖父母
- おじ・おば

※来校者の
可能性が
ある人
すべてに
チェックして
ください。

- その他
名前()
- 関係()



中学生の兄・姉



臨時休業等の基準一覧

気象警報等	登校園前		在校園中
	解除時刻等	措置	
特別警報	午前0時までに解除になった場合	5校時から始業	直ちに休校とする
	午前0時現在、特別警報発令中の場合	臨時休業	
暴風警報	午前7時までに解除になった場合	平常授業	直ちに休校とする
	午前9時までに解除になった場合	3校時から始業	
	午前11時までに解除になった場合	5校時から始業	
	午前11時現在、警報発表中の場合	臨時休業	
	下校・降園後、午前0時までに発生した場合	翌日を臨時休業	
京都市域のいずれかの行政区に震度5弱以上の地震が観測された場合	午前0時以降、登校・園前までに発生した場合	当日を臨時休業	直ちに休校とする
	暴風警報の基準に準ずる		
水災害の避難勧告等が校区内の学区に発令されている場合	暴風警報の基準に準ずる		
土砂災害の避難勧告等が学校所在学区に発令されている場合（土砂災害警戒区域に含まれる学校が該当）	暴風警報の基準に準ずる		

※1 本通知において「避難勧告等」とは、「避難勧告」もしくは「避難指示（緊急）」のいずれかが発令された場合をいう。「避難準備・高齢者等避難開始」は含まない。なお、避難勧告等は学区ごとに発令される。

※2 ただし、「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合であっても、避難所開設等により教育活動に支障が生じる場合、校長・園長の判断により臨時休校等の措置を決定する。

※3 幼稚園、高等学校及びスクールバスを利用する小・中・総合支援学校にあっては、校区の広さやバスの運行状況等を勘案し、この表の区分を適宜広げても差し支えない。

授業中に台風が接近した場合

